

令和8年第1回教育委員会定例会次第

開催日時 令和8年1月27日（火）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
- (3) 春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- (4) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱について
- (6) 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (7) 令和8年度教職員定期人事異動について

2 報 告

- (1) 令和7年第5回市議会定例会について
- (2) 令和8年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について
- (3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
- (4) 中部中学校リニューアル工事の工程について
- (5) 学校給食費の改定について
- (6) （仮称）下街道歴史ひろばの実施設計について

議題1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

議題2 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

春日井市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しを行うため、規定を整備するもの。

春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「指導 学事」を「学事 支援」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学校教育課に、課に属する室として新たな学校づくり推進室を置く。

第3条の表学校教育課の項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 学校の適正規模・適正配置に関すること。

第3条に次の1項を加える。

2 前条第2項に定める新たな学校づくり推進室の事務分掌は、前項の表学校教育課の項第7号に定める事務とする。

第6条第1項の表課の項の次に次のように加える。

新たな学校づくり推進室	新たな学校づくり推進室長	事務職員	上司の命を受け、新たな学校づくり推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	新たな学校づくり推進室長補佐	事務職員	室長を補佐し、室の事務を掌理し、室長が指定する事務を整理する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定

により、学校教育課指導担当主査及び当該担当に勤務を命ぜられている職員は、別段の辞令が発せられない限り、改正後の春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定による学校教育課支援担当主査及び当該担当に勤務を命ぜられている職員とみなす。

現 行	改正案
<p>第2条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の課を置き、課に次の担当を置く。</p> <p>教育総務課 庶務 営繕 学校教育課 指導 学事 学校給食課 学校給食 文化財課 文化財 民俗考古</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略 学校教育課</p> <p>(1) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(2) 教科書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申に関すること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の服務の監督及び勤務評定に関すること。</p> <p>(5) 教育職員の免許状に関すること。</p> <p>(6) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(7) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(8) 要保護者及び準要保護者の児童生徒の援助に関すること。</p>	<p>第2条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の課を置き、課に次の担当を置く。</p> <p>教育総務課 庶務 営繕 学校教育課 学事 支援 学校給食課 学校給食 文化財課 文化財 民俗考古</p> <p>2 学校教育課に、課に属する室として新たな学校づくり推進室を置く。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略 学校教育課</p> <p>(1) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(2) 教科書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申に関すること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の服務の監督及び勤務評定に関すること。</p> <p>(5) 教育職員の免許状に関すること。</p> <p>(6) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(7) 学校の適正規模・適正配置に関すること。</p> <p>(8) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(9) 要保護者及び準要保護者の児童生徒の援助に関すること。</p>

(9) 特別支援教育就学奨励費の援助に関すること。

(10) 学校保健に関すること。

(11) 教育研究所に関すること。

(12) その他学校教育に関すること。

学校給食課、文化財課 略

(職制)

第6条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
略	略	略	略
課	課長	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、課の事務を掌理し、課長が指定する事務を整理する。
学校教育課	指導主事	事務職員	上司の命を受け、指導主事の職務に従事する。
略	略	略	略

(10) 特別支援教育就学奨励費の援助に関すること。

(11) 学校保健に関すること。

(12) 教育研究所に関すること。

(13) その他学校教育に関すること。

学校給食課、文化財課 略

2 前条第2項に定める新たな学校づくり推進室の事務分掌は、前項の表学校教育課の項第7号に定める事務とする。

(職制)

第6条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
略	略	略	略
課	課長	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、課の事務を掌理し、課長が指定する事務を整理する。
新たな学校づくり推進室	新たな学校づくり推進室長	事務職員	上司の命を受け、新たな学校づくり推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	新たな学校づくり推進室長補佐	事務職員	室長を補佐し、室の事務を掌理し、室長が指定する事務を整理する。
学校教育課	指導主事	事務職員	上司の命を受け、指導主事の職務に従事する。
略	略	略	略

議題3 春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

春日井市教育委員会事務局の組織改正及び事務分掌の見直しを行うため、規定を整備するもの。

春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

春日井市教育委員会処務規程（平成10年春日井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

- (7) 主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長及び同条第2項に規定する主幹をいう。

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 副主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長補佐及び同条第2項に規定する副主幹をいう。

第5条中「主幹」を「主幹等」に、「副主幹」を「副主幹等」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

春日井市教育委員会処務規程（平成10年春日井市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 委員会又はその補助機関が、最終的に意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 委員会の補助機関が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 専決権限を有する者が不在である場合において、この規程に定める決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 部長 春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号。以下本条において「規則」という。）第6条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(5) 次長 規則第6条第2項に規定する次長をいう。</p> <p>(6) 課長等 規則第6条第1項に規定する課長及び所長をいう。</p> <p>(7) 主幹 規則第6条第2項に規定する主幹をいう。</p> <p>(8) 課長補佐等 規則第6条第1項に規定する課長補佐及び所長補佐をいう。</p> <p>(9) 副主幹 規則第6条第2項に規定する副主幹をいう。</p> <p>(決裁規程の準用)</p> <p>第5条 前2条に定めるもののほか、部長、次長、課長等、主幹、課長補佐等及び副主幹の教育長の権限に属する事務の専決及び代決については、春日井市決裁規程の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 委員会又はその補助機関が、最終的に意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 委員会の補助機関が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 専決権限を有する者が不在である場合において、この規程に定める決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 部長 春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号。以下本条において「規則」という。）第6条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(5) 次長 規則第6条第2項に規定する次長をいう。</p> <p>(6) 課長等 規則第6条第1項に規定する課長及び所長をいう。</p> <p>(7) 主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長及び同条第2項に規定する主幹をいう。</p> <p>(8) 課長補佐等 規則第6条第1項に規定する課長補佐及び所長補佐をいう。</p> <p>(9) 副主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長補佐及び同条第2項に規定する副主幹をいう。</p> <p>(決裁規程の準用)</p> <p>第5条 前2条に定めるもののほか、部長、次長、課長等、主幹等、課長補佐等及び副主幹等の教育長の権限に属する事務の専決及び代決については、春日井市決裁規程の例による。</p>

議題4 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

「春日井市都市公園条例施行規則」が「春日井市立公園条例施行規則」に改められることに伴い、本規則において文言を変更するもの。

規則の概要

1 件名

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 規則改正の理由

「春日井市都市公園条例施行規則」が「春日井市立公園条例施行規則」に改められることに伴い、本規則において文言を変更するもの。

3 施行日

令和8年4月1日

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「春日井市都市公園条例施行規則」を「春日井市立公園条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(手続の例外) 第6条の3 中央公民館のテニスコートの使用、使用の変更及び使用許可の取消については、<u>春日井市都市公園条例施行規則</u>（昭和57年春日井市規則第36号）第5条及び第7条から第9条までの規定を準用する。</p>	<p>(手続の例外) 第6条の3 中央公民館のテニスコートの使用、使用の変更及び使用許可の取消については、<u>春日井市立公園条例施行規則</u>（昭和57年春日井市規則第36号）第5条及び第7条から第9条までの規定を準用する。</p>

議題5 春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱について

- 1 春日井市松原学習センターを廃止するため、要綱を廃止するもの
- 2 施行日 令和8年4月1日

春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱

春日井市学習センター設置及び管理要綱（平成9年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議題6 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和8年度全国学力・学習状況調査については、令和8年4月23日(木)に全小中学校において実施するもの。



7 文 科 教 1370 号
令 和 7 年 12 月 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 殿
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長

文 部 科 学 事 務 次 官
増 子 宏

令 和 8 年 度 全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 の 実 施 に つ い て (通 知)

こ の た び、文 部 科 学 省 に お い て、令 和 8 年 度 全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 に 関 す る 実 施 要 領 (以 下 「 実 施 要 領 」 と い う 。) を 別 紙 の と お り 決 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。 主 な ポ イ ン ト は、下 記 の と お り で す。

各 設 置 管 理 者 等 に お か れ て は、全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 の 実 施 及 び 調 査 結 果 の 管 理 ・ 公 表 等 に つ い て、法 令 及 び 実 施 要 領 等 に 基 づ き、適 切 に 御 対 応 い た だ き ま す よ う お 願 い し ま す。

つ い て は、都 道 府 県 教 育 委 員 会 に お か れ て は 域 内 の 市 町 村 教 育 委 員 会 (指 定 都 市 教 育 委 員 会 を 除 く 。) 及 び 調 査 に 関 係 す る 所 管 の 学 校 に 対 し て、指 定 都 市 教 育 委 員 会 に お か れ て は 調 査 に 関 係 す る 所 管 の 学 校 に 対 し て、都 道 府 県 知 事 に お か れ て は 調 査 に 関 係 す る 域 内 の 私 立 学 校 及 び そ れ を 設 置 す る 学 校 法 人 に 対 し て、構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長 に お か れ て は 調 査 に 関 係 す る 域 内 の 株 式 会 社 立 学 校 及 び そ れ を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 に 対 し て、国 立 大 学 法 人 の 長 及 び 公 立 大 学 法 人 理 事 長 に お か れ て は 調 査 に 関 係 す る 附 属 学 校 に 対 し て、御 周 知 い た だ く と と も に、本 実 施 要 領 を 踏 ま え て、調 査 を 円 滑 か つ 確 実 に 実 施 す る た め、特 段 の 御 理 解 と 御 協 力 を お 願 い し ま す。

記

- ・ 中 学 校 英 語 に 関 す る 調 査 を CBT で 実 施 し、調 査 結 果 を IRT ス コ ア 等 で 示 す こ と。
- ・ CBT ・ IRT の 意 義 を 最 大 限 反 映 さ せ、児 童 生 徒 一 人 一 人 の 学 力 ・ 学 習 状 況 が 細 や か に 分 かる 結 果 の 示 し 方 と す る こ と。
- ・ 引 き 続 き、障 害 の ある 児 童 生 徒 や 日 本 語 指 導 が 必 要 な 児 童 生 徒 に 対 す る 配 慮 を 可 能 と す る こ と。
- ・ 英 語 (「 話 す こ と 」 を 除 く 。) 及 び 児 童 生 徒 質 問 調 査 に つ い て は、調 査 実 施 日 (予 備 日

を含む。) にあつては学校での実施とし、後日実施期間にあつては学校外での実施も可能とすること。英語「話すこと」については、当日実施校にあつては学校での実施とし、期間内実施校にあつては学校外での実施も可能とすること。

- ・「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」(令和6年12月23日付け6文科教第1467号文部科学事務次官通知別紙)で別に定めることとしていた、「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」(令和7年6月6日付け7文科教第507号文部科学省総合教育政策局長通知)における文部科学省による調査結果の公表の取扱い等について、本実施要領に定めたこと。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

電話：03-5253-4111 (内線 3726)

令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について(概要)

1. 調査事項・日程

(中) 英語は令和5年度以来の実施。

	調査事項	方式	日程	
			通常実施	後日実施
教科 調査	(小) 国語・算数 (中) 国語・数学	冊子による 筆記方式	4/23 (木)	4/24 (金) ~ 30 (木)
	(中) 英語	聞く・読む・ 書くこと	4/20 (月) ~ 23 (木) 予備日: 4/24 (金)	4/27 (月) ~ 5/1 (金) (学校外でオンライン実施可)
		話すこと	当日実施: 4/24 (金)・27 (月) (全国から500校抽出) 期間内実施: 4/28 (火) ~ 5/29 (金) (期間内実施に限り、学校外でオンライン実施可)	
	質問 調査	(小) 児童質問 (生活習慣、学習環境等)	オンライン (MEXCBT)	4/24 (金) ~ 5/8 (金)
(中) 生徒質問 (")		オンライン (MEXCBT)	4/20 (月) ~ 23 (木) 予備日: 4/24 (金)	4/27 (月) ~ 5/8 (金) (学校外でオンライン実施可)
学校質問 (指導方法、条件整備状況等)		オンライン	4/1 (水) ~ 17 (金)	

① 英語及び児童生徒質問の調査実施日は、通常実施の期間から各学校の希望を踏まえて事前に指定する日とする。

② 英語及び児童生徒質問について、後日実施(英語(話すこと)にあっては期間内実施)の期間は、登校困難、欠席、技術的トラブル等の事情に応じ、**学校外(自宅、院内学級、教育支援センター等)**でオンライン実施可。

2. 令和8年度調査に関する実施要領の主な特徴

- ◆ 中学校英語に関する調査をCBTで実施し、調査結果をIRTスコア等で示すこと。
- ◆ CBT・IRTの意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方とすること。
- ◆ 引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ◆ 英語（「話すこと」を除く。）及び児童生徒質問調査については、調査実施日（予備日を含む。）にあつては学校での実施とし、後日実施期間にあつては学校外での実施も可能とすること。英語「話すこと」については、当日実施校にあつては学校での実施とし、期間内実施校にあつては学校外での実施も可能とすること。
- ◆ 「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和6年12月23日付け6文科教第1467号文部科学事務次官通知別紙。）で別に定めることとしていた、「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和7年6月6日付け7文科教第507号文部科学省総合教育政策局長通知）における文部科学省による調査結果の公表の取扱い等について、本実施要領に定めること。

3. 英語の調査に関する留意事項

（時間割モデル関係）

- ◆ 3技能の調査は、「読むこと」「書くこと」で50分程度、「聞くこと」及び生徒質問調査で50分程度とする。「聞くこと」調査では、ヘッドセットのほか、授業等で利用する使い慣れたイヤホンも使用可。ヘッドセット・イヤホンの保有状況に応じてグループを分ける。
- ◆ 「話すこと」調査は20分程度とし、ヘッドセットを使用する。ヘッドセット、ネットワーク環境等の状況に応じてグループを分け、分散しての着席で実施する。

（結果返却・公表関係）

- ◆ 学校・教育委員会に対する結果返却は、7月（3技能）と秋（話すこと）の2段階で行うことを想定。
- ◆ 国による結果公表は、7月の全国データについては、「話すこと」当日実施校500校の結果により、4技能全体の分析結果を公表し、秋の都道府県・指定都市別データについては、4技能総合のIRTスコア平均やIRTバンドの分布を公表する方向で検討。

4. 令和8年度全国学力・学習状況調査英語CBTのポイント

CBT調査の確実な実施

① 試行検証・令和7年度理科CBTを踏まえた改善

- ◆ 当日のトラブル等で調査ができなかった学校が再度取り組み事ができるように予備日を設定。
- ◆ ネットワーク等の負荷を小さくするため、英語「話すこと」の実施期間を1か月強にして分散実施。
- ◆ ヒューマンエラーが起こりやすい局面（問題配信、解答データ送信）や、フィルタリングソフトの設定見直しによる改善事例等の周知。

② 音声など解答データの確実な取得

- ◆ 英語「話すこと」について、前回は一定時間経過により強制遷移する設定だったが、解答が終わり次第、手動で次のページに進む方式とする。
- ◆ 万が一提出できなかった生徒の解答データについても出力して採点できるように、MEXCBTの機能改善を実施。

③ 「聞くこと」の実施方法の変更

- ◆ 英語「聞くこと」について、前回はCDを使用したのが、ヘッドフォン・イヤホンの個別使用により実施する。

CBT・IRTを生かした学びへの還元

生徒の到達状況・課題の適切な把握 及び 個に応じた指導の支援

- ◆ 一人一人の学力の状況を正確に把握することに留意した出題とした上で、今まで以上に多くの問題を使用し、幅広い領域・内容等から調査。
- ◆ 返却できるものから結果の提供を行い、7月頃に英語3技能の結果、秋頃に英語「話すこと」の結果、の2段階で返却。
- ◆ IRTバンドごとの解答状況の特徴を分析したG-P分析図や、授業アイデア例を提供。
- ◆ 解いていない問題も含め、全ての公開問題について後日MEXCBT上で取り組むことを可能とする。
- ◆ タイピングの習熟度状況の簡便な把握等を検討する。

議題7 令和8年度教職員定期人事異動について

令和8年度教職員定期人事異動を実施するもの。

報告 1 令和7年第5回市議会定例会について

令和7年第5回市議会定例会について

令和7年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 △45,000 千円

- | | | |
|---|-------------------------|------------|
| 1 | 就学事務システム開発等業務 | △45,000 千円 |
| | 基幹系住民情報システム標準化業務の遅延による減 | |

令和7年度一般議案【原案可決】

- 1 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正（令和7年デジタル庁・総務省令第8号。令和7年7月28日施行）に伴い、生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報について規定を整備するもの（別表第3関係）
 - (2) 施行日 公布の日

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 ICTを活用した教育の今後と影響について	<p>(1) 出川小学校と高森台中学校に対する、文部科学省による「情報の時間」の研究開発学校の指定は令和7年度で終了するが、今後の取組について問う。</p> <p>また、ICTを活用した教育の他校への展開について問う。</p>	<p>(1) 両校は、文部科学省から研究開発学校として指定を受け、情報活用能力を育成する「情報の時間」の研究に取り組んできた。研究開発学校の指定は令和7年度で終了するが、これまでの4年間で得た成果をもとに、引き続き1人1台端末とクラウド環境を効果的に活用し、さらなる情報活用能力の育成に取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、他校への展開については、本市では現在も、出川小学校と高森台中学校を含む11校が文部科学省のリーディングDXスクール事業の指定を受け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進める先進的な取組を行っているところである。こうした取組を市内の全校にさらに水平展開していくため、引き続きこれらの学校の教員による他校への伴走支援や公開授業などを実施していく。</p>
	<p>(2) 本市の学習モデルを採用し、本市が何らかのサポートをしている自治体があるのかを問う。</p>	<p>(2) 令和6年度における本市の支援については、市教育委員会で任用している教育DX推進専門官が、全国の54の自治体から派遣の依頼を受け、本市のICTを活用した教育の取組について、講演や研修などを行った。</p> <p>令和7年度も、既に41の自治体から依頼を受け、支援をしているところである。</p>
	<p>(3) 「情報の時間」の実践により、児童生徒の学びの面において、どのような影響があったかを問う。</p>	<p>(3) 全国学力・学習状況調査の令和4年度と7年度の結果を比較すると、出川小学校では、「5年生までの学習の中で、PC・タブレットなどのICT機器を活用することで、自分の考えや意見をわかりやすく伝えることができるか。」の問いに対し、「とてもそう思う。」の割合が、23%から45%に増加した。</p> <p>また、「自分で課題をたてて、情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるか。」の問いに対して、「当てはまる」の割合が、出川小学校では27%から58%に、高森台中学校では32%から51%に増加している。</p>
	<p>(4) 出川小学校と高森台中学校が実践している「情報の時間」による、児童生徒の精神面への影響について問う。</p>	<p>(4) 児童生徒からは、「もっと難しいことをしてみたい。」、「上の学年の内容にも取り組んでみたい。」、「まずは自分で調べてみよう。」、「以前はすぐにあきらめていたことも、どうすればできるかなと前向きに考えられるようになった。」</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>などの感想を聞いている。</p> <p>また、1人1台端末を活用し、積極的に意見を発信して授業に参加する姿も見られるようになった。児童生徒自らが課題を見つけ、自ら解決しようとする「探究的な学び」が定着しつつあると認識している。</p> <p>こうした変化は、従来の授業ではあまり見られなかったものであり、自分の成長を実感し、より高いレベルに挑戦したいという意欲の表れと捉えており、児童生徒の自己肯定感の高まりを感じている。</p>
	<p>(5) これまでのような一斉授業では、なかなか集中できなかった児童生徒にも、良い効果があるようだが、具体的にどのような効果があるかを問う。</p>	<p>(5) 出川小学校と高森台中学校では、児童生徒の主體的な学びをめざす取組により、これまでの一斉授業のような受け身型の授業ではなく、参加型で自ら学ぶ授業に転換している。授業になかなか集中できない児童生徒も、クラウド環境において、クラスメイトの意見や考え方をいつでも参照でき、授業に参加しやすくなるとともに、クラスメイトとの対話やディスカッションなどを通じて能動的に活動するなど、いきいきと授業に取り組んでいる。</p>
	<p>(6) 先進的な取組による児童生徒への影響を詳細に把握する必要があると考えるが、所見を問う。</p>	<p>(6) 「情報の時間」は、いわゆる単独の教科ではなく、教科と教科をつなぐ学びの土台として情報活用能力を学ぶものであることから、その効果を具体的な数値で把握することは困難である。</p> <p>日々、児童生徒と接している教員は、1人1台端末やクラウド環境の活用により、一人ひとりの学習状況をこれまで以上に確認しやすくなっており、授業に臨む姿の変化を強く感じ取っている。今後も、児童生徒の学びの成長をしっかりと捉えていきたいと考えている。</p>
<p>2 小中学校の給食費について</p>	<p>(1) 現在の小学校の学校給食費に対する公費負担はいくらか。</p> <p>また、3人目以降の無償化について、対象となる小中学生の人数を問う。</p>	<p>(1) 令和7年度における小学校の学校給食費については、1食あたり305円のうち、245円を保護者に負担いただき、食材費の高騰分である差額の60円を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して市が負担している。予算総額では、約1億8,700万円である。</p> <p>また、3人目以降の無償化の対象は、令和7年11月現在で、小学生1,002人と中学生7人の合計1,009人である。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨																																			
	(2) 国において小学校の給食費無償化が議論されているが、実施された場合、現在の公費負担の財源を使って、中学校の給食費無償化に取り組む考えはないかを問う。	(2) 学校給食費については、小学校、中学校とも、これまで保護者の経済的な負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市が食材費の高騰分を負担してきた。 この交付金は、昨今の物価高に対応するため、広く市民の負担軽減に活用することができるものであり、学校給食費に対してだけでなく、全市的な視点から最も有益な使い道を検討していくことが重要であると考えている。																																			
3 小学校・中学校の適正規模等の取組について	(1) 令和9年度に過小規模になると推定される西山小学校の令和7年度から12年度までの新1年生の児童数及び児童推計と、その1年生が令和13年度から18年度までに鷹来中学校と松原中学校へ進学する人数を問う。	(1) 【令和7年度から12年度までの1年生の人数（8年度以降は推計）】 <table border="1" data-bbox="802 768 1394 920"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西山小</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> 【令和13年度から18年度までに中学校へ進学する人数（推計）】 <table border="1" data-bbox="802 1039 1394 1279"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>R13</th> <th>R14</th> <th>R15</th> <th>R16</th> <th>R17</th> <th>R18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鷹来中</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>松原中</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	西山小	19	14	21	18	22	10	学校名	R13	R14	R15	R16	R17	R18	鷹来中	12	7	13	13	4	5	松原中	7	7	8	5	18	5
学校名	R7	R8	R9	R10	R11	R12																															
西山小	19	14	21	18	22	10																															
学校名	R13	R14	R15	R16	R17	R18																															
鷹来中	12	7	13	13	4	5																															
松原中	7	7	8	5	18	5																															
	(2) 現状や今後の見直しを考慮すると、学区の見直しを含めた様々な検討が必要である。保護者や地域の意見を早く集約する必要があると考えるが、西山小学校の状況に対する考え方と今後の取組を問う。	(2) 学校の適正な規模や配置の検討にあたっては、学校のこれまでの歴史や、学校が地域において担ってきた役割を踏まえると、保護者や地域としっかりと時間をかけて、丁寧に議論を積み重ねていくことが重要である。 このため、過小規模校を優先に検討していくが、今後、過小規模校になると推定される全ての学校を同時に進めることは困難であり、まずは、将来全ての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の5つの中学校区にある17校の小中学校を最優先に検討していくこととしている。 一方で、西山小学校については、令和9年度には、全ての学年でクラス替えができない過小規模になっていくと推定しており、児童により良																																			

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>い教育環境を提供するため、早期に検討に着手する必要があると認識している。</p> <p>市北西部の地域では、西山小学校の他にも、牛山小学校が引き続き小規模で推移するとともに、適正規模である鷹来小学校も令和8年度に小規模になると推定している。3校とも進学先の中学校が異なることもあり、この地域では、複数の中学校区を含めた広域的な視点からの検討も必要になると考えている。</p> <p>こうしたこともあり、西山小学校の適正規模等の検討にあたっては、現在、先行して取組を進めている5つの中学校区での検討の進展を踏まえながら、今後、アンケートや意見交換会などを実施する時期や手法について、適切に判断していく。</p>
<p>4 学校の適正規模等に向けた取り組み状況について</p>	<p>(1) 学校規模の適正化等に向け、保護者や地域の方々と意見交換会を実施しているが、各中学校区の進捗状況と今後の進め方について問う。</p> <p>(2) 今後の進め方において、坂下中学校区では、令和8年度に基本方針を策定することだが、策定に向けたスケジュールについて問う。</p>	<p>(1) 学校の適正規模等の検討の状況については、9月中旬から10月下旬にかけて、最優先に検討を進めることとしている坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の5つの中学校区にある17校の小中学校ごとに、1回目の意見交換会を実施した。現在は、5つの中学校区ごとに2回目の意見交換会を実施しているところである。</p> <p>今後の進め方は、坂下中学校区については令和8年度の早い時期に、具体的な検討を進めるための基本方針を策定していく。</p> <p>藤山台中学校区と岩成台中学校区については、それぞれの中学校区だけでは、将来、小中学校とも適正な規模を維持することが難しくなると推定しており、両中学校区の統合の可能性について、保護者や地域の意見をいただくため、合同の意見交換会を実施する。</p> <p>高森台中学校区についても、同様の理由から隣接する中学校区を含めた検討を進めていく。</p> <p>石尾台中学校区については、12月20日に開催する意見交換会での状況を踏まえ、今後の進め方を検討していく。</p> <p>(2) 坂下中学校区における基本方針については、この12月に開催する教育委員会定例会で審議したのち、年明けの市議会福祉教育委員会で、中間案を示す予定である。その後、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ、令和8年度の早い時期に策定していく。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(3) 策定を進める基本方針に、統合に向けた具体的なスケジュールを記載する予定があるのかを問う。	(3) 坂下中学校区における基本方針には、具体的な検討を進めるための考え方を記載することとしている。統合に向けたスケジュールについては、懇談会での意見を踏まえ、統合することとした場合は、統合に向けた計画を策定する予定としており、その計画の中で示していく。
	(4) 坂下中学校区で開催した意見交換会の中で、今後、懇談会を設置するとの説明があったが、学校の統合に向けた検討を進めるにあたって、懇談会の役割や開催時期を問う。	(4) 坂下中学校区における懇談会は、より具体的な議論を積み重ねていくために設置するもので、保護者や地域の代表者で構成することを考えている。 開催時期については、令和8年度の基本方針の策定後に複数回開催し、傍聴ができるようにしていく。
	(5) 懇談会の具体的な構成員について問う。また、懇談会の意見はどこに反映されるのかを問う。	(5) 懇談会の構成員については、在校生や未就学児の保護者、区長や町内会長、地域コーディネーター、学校関係者などの方々を考えている。 また、懇談会では、様々な意見をいただくことが想定されるので、統合することとした場合は、その意見を踏まえ、統合に向けた計画を策定していく。
	(6) 学校の適正規模等に向けた取組を進める中で、特色ある学校を新たな学校づくりに取り入れることの市の考えを問う。	(6) 子どもたちにとっても、地域にとっても、魅力ある学校づくりは重要であると考えている。 全国では、小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入などの取組がされている。こうした取組を含め、本市や地域の実情にあった魅力ある学校づくりについても検討を進めていく。
	(7) 新たな学校づくりにあたっては、地域と学校の連携や、地域拠点としての活用、今後検討される通学バスの地域交通としての活用などが期待される。学校と地域とのかかわりをどのように考えているのかを問う。	(7) 未来を担う子どもたちの豊かな学びや成長を支えるためには、学校と地域の連携や協働が不可欠であると考えている。 本市では、既に、保護者や地域住民が学校運営に携わる藤山台小中学校のコミュニティ・スクールや石尾台小学校の地域連携協議会といった取組がある。 こうした連携体制は、地域ならではの創意工夫を活かした魅力ある学校づくりにつながるものであるため、積極的に取り入れていきたいと考えている。 さらに、新たな学校では、地域住民が利用することができるコミュニティスペースの設置や他の公共施設との複合化や共用化などによる、地域の拠点としての学校づくりも考えられる。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>また、通学用のバスを運行する場合は、子どもたちの利用を最優先に考えていくが、地域交通としても活用する際には、多岐にわたる課題が想定されるので、関係部署と連携しながら、可能かどうかを含め、検討を進めていく必要があると考えている。</p>
<p>5 学校規模適正化（小中学校の統合）について</p>	<p>(1) 愛知県では、1学級の児童生徒数は35人（中学2、3年は40人）を標準としている。日本の学級は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中では規模が大きく、市独自で1学級あたりの人数を減らす考えはないかを問う。</p> <p>(2) 平成18年の法改正で、県が定める配置定数に基づき配置される教職員以外は市教育委員会が任用できるよう制度化されている。市費負担で教職員を採用し、少人数学級を実現できれば、クラス替えも可能になり、学校規模適正化を進めなくてもよい学校もあるのではないかと問う。</p> <p>(3) 学校規模適正化に向けては、地域との合意が必要と考えるが、合意までのプロセスを問う。</p>	<p>(1) 1学級あたりの児童生徒数については、愛知県では現在、小学校の全学年と中学1年生は35人、また、中学2年生と3年生は40人としており、愛知県による教員の配置は、この基準に基づき行われている。</p> <p>この基準以下で学級を編成する場合は、愛知県から教員の配置が行われなため、本市独自で、愛知県が定める1学級あたりの児童生徒数の基準を見直す考えはない。</p> <p>(2) 学校生活では、児童生徒が多くの友達と関わり、多様な考え方を学びながら、社会性を育んでいくことが大切であると考えている。</p> <p>提案のように、少人数学級の編成により、クラス替えができる複数のクラスを確保できたとしても、学年や学校全体の規模は変わらないことから、学校の適正規模等の検討にあたっては、学級数とあわせて、学年や学校全体の児童生徒数も考慮することが重要であると考えている。</p> <p>(3) 学校の適正規模等を検討するにあたっては、保護者や地域の理解は欠かせないと考えている。</p> <p>最優先に取り組むこととしている5つの中学校区では、多くの意見を聞くため、これまでPTA役員との意見交換のほか、保護者や地域へのアンケート、学校ごとや中学校区ごとの意見交換会を実施してきた。</p> <p>今後も、地域の意見をしっかりと伺いながら、理解が得られるように、丁寧に取組を進めていく。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(4) 住民合意を確認する一つの基準として、アンケートを実施してはどうかと考えるが、実施の考えを問う。	(4) アンケートについては、保護者や地域の意見を把握することができる効果的な手法であると認識している。アンケートの実施については、今後の取組の進展を踏まえ、必要に応じて検討することとしている。
	(5) 仮に合意が得られない場合、その後はどのように検討を進めていくのかを問う。	(5) 保護者や地域の方との合意に至らない場合は、引き続き、意見交換会などの開催を通じて、丁寧に議論を積み重ねていく。その議論の状況によっては、取組の見直しもありえると考えている。
	(6) 学校規模適正化については、各学校の児童生徒数の推移や地域の特性などを考慮して、一律ではなく、地区の実情などを踏まえ、ケースごとに進めていくことが大切だが、市の考えを問う。	(6) アンケートや意見交換会では、多くの意見や要望をいただいております。地域ごとに実情や考え方が多様であることを実感しているところである。 それぞれの地域には成り立ちや歴史があり、地形やまちの構成、地域コミュニティの機能などは様々であることから、画一的に検討を進めるのではなく、地域の実情に応じて、丁寧に進めていく必要があると考えている。
	(7) 各地域の実情に応じた検討を進めていった結果、小中学校の統合に至った場合、閉校した学校の活用方法については、どのように考えているのかを問う。	(7) 跡地の活用については、地域にとって重要な課題であると認識しているが、学校の適正規模等の検討においては、まずは、子どもたちにとってより良い教育環境を提供することが喫緊の課題と考えており、教育的な観点を第一として取り組むこととしている。その上で、跡地の活用を検討していくことが肝要であると考えている。
	(8) 跡地の活用方法として、学びの多様化学校を設置する考えを問う。	(8) 提案の学びの多様化学校については、全国的に不登校の児童生徒が増加する中で、重要な施策の1つであると認識している。 学校の適正規模等の検討を進めていく中で、本市における不登校の児童生徒数の推移も注視しながら、その必要性を含め、調査研究をすることとしている。
6 小中学校の適正な規模等に関する意見交換会への要望	(1) 藤山台小学校での意見交換会の出席者は18名であったが、この参加者数で意見交換と言えるのか。参加者数をどのように考えるのか。また、藤山台小学校以外の意見交換会の参加者数と、その学校	(1) 学校の適正規模等の検討を進めるにあたり、本年5月から7月にかけて、アンケートを実施しており、在校生の保護者2,127人、未就学児の保護者472人、小学生1,596人、中学生1,171人、地域住民436人の合計5,802人から回答があった。 その後、1回目の意見交換会を9月16日から10月23日にかけて、坂下地区と高蔵寺ニュータウン地区にある17校の小中学校ごとに、平日

質問事項	質問要旨	答弁要旨																																																			
	<p>の児童生徒数を問う。</p>	<p>午後6時30分から実施した。</p> <p>保護者や地域住民の方などから様々な質問や意見をいただくことができ、有意義な意見交換会であったととらえている。参加状況については、平日の夜の開催だったこともあり、参加できなかった方がいたことが考えられるため、2回目の意見交換会は、土曜日又は日曜日に開催している。</p> <p>【児童生徒数と1回目意見交換会参加者数(人)】</p> <table border="1" data-bbox="805 638 1396 1400"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>児童生徒</th> <th>意見交換会参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>坂下小学校</td><td>432</td><td>18</td></tr> <tr><td>西尾小学校</td><td>60</td><td>16</td></tr> <tr><td>神屋小学校</td><td>167</td><td>17</td></tr> <tr><td>坂下中学校</td><td>354</td><td>11</td></tr> <tr><td>藤山台中学校</td><td>198</td><td>6</td></tr> <tr><td>高森台小学校</td><td>229</td><td>19</td></tr> <tr><td>中央台小学校</td><td>156</td><td>24</td></tr> <tr><td>東高森台小学校</td><td>130</td><td>21</td></tr> <tr><td>高森台中学校</td><td>307</td><td>12</td></tr> <tr><td>玉川小学校</td><td>204</td><td>22</td></tr> <tr><td>石尾台小学校</td><td>164</td><td>22</td></tr> <tr><td>押沢台小学校</td><td>193</td><td>30</td></tr> <tr><td>石尾台中学校</td><td>343</td><td>14</td></tr> <tr><td>岩成台小学校</td><td>210</td><td>23</td></tr> <tr><td>岩成台西小学校</td><td>309</td><td>19</td></tr> <tr><td>岩成台中学校</td><td>242</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>※児童生徒数は令和7年5月1日現在。</p>	学校名	児童生徒	意見交換会参加者	坂下小学校	432	18	西尾小学校	60	16	神屋小学校	167	17	坂下中学校	354	11	藤山台中学校	198	6	高森台小学校	229	19	中央台小学校	156	24	東高森台小学校	130	21	高森台中学校	307	12	玉川小学校	204	22	石尾台小学校	164	22	押沢台小学校	193	30	石尾台中学校	343	14	岩成台小学校	210	23	岩成台西小学校	309	19	岩成台中学校	242	6
学校名	児童生徒	意見交換会参加者																																																			
坂下小学校	432	18																																																			
西尾小学校	60	16																																																			
神屋小学校	167	17																																																			
坂下中学校	354	11																																																			
藤山台中学校	198	6																																																			
高森台小学校	229	19																																																			
中央台小学校	156	24																																																			
東高森台小学校	130	21																																																			
高森台中学校	307	12																																																			
玉川小学校	204	22																																																			
石尾台小学校	164	22																																																			
押沢台小学校	193	30																																																			
石尾台中学校	343	14																																																			
岩成台小学校	210	23																																																			
岩成台西小学校	309	19																																																			
岩成台中学校	242	6																																																			
	<p>(2) 参加者が少なく、学校区全体の意見とは言えないと思うが、市の考えを問う。また、意見交換会の会場へ参加できない人のために、意見交換会へのオンライン参加や録画配信することについての考えを問う。</p>	<p>(2) 意見交換会の開催にあたり、児童生徒の保護者へは、学校情報配信アプリのホーム&スクールを通じて知らせた。</p> <p>また、未就学児の保護者へは、公立保育園では開催案内のポスターを掲示するとともに、私立保育園や私立幼稚園では各園の連絡ツールを利用した。地域住民へは、区長や町内会長の協力により、回覧板で知らせた。</p> <p>今後の意見交換会では、子育て世帯にも参加しやすいように、託児の実施を検討したり、必要に応じて地域や保護者の集まりに出向き説明したりすることも考えている。また、開催した内容を分かりやすく伝える報告書の作成も考えている。</p>																																																			

質問事項	質問要旨	答弁要旨																								
		引き続き、多くの方に関心を持っていただき、地域全体の気運が高まるように、工夫しながら取り組んでいくこととしている。																								
7 大規模校、過大規模校への対応について	<p>(1) 春日井小学校、松山小学校及び西部中学校の児童生徒数の今後5年間の見通しについて問う。</p> <p>(2) 将来、西部第一・第二土地区画整理事業による児童生徒数の増加や、30人学級が実現した場合の教室数の不足への対応として、前高にある学校用地を活用する考えについて問う。</p> <p>(3) 現在、過大規模校である小野小学校と、大規模校である中部中学校について、どのような対応を考えているのかを問う。</p> <p>(4) 小野小学校と中部中学校は大規模又は過大規模で推移することから、校舎の増築では、学校規模の解消とはならないため、通学区域の変更を検討する考えがあるのかを問う。</p>	<p>(1) 【令和8年度から12年度までの児童生徒人数(推計)】</p> <table border="1" data-bbox="804 479 1398 721"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日井小</td> <td>671</td> <td>657</td> <td>634</td> <td>606</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>松山小</td> <td>617</td> <td>592</td> <td>595</td> <td>553</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>西部中</td> <td>870</td> <td>905</td> <td>865</td> <td>852</td> <td>804</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 春日井小学校、松山小学校及び西部中学校は、引き続き適正規模で推移すると推定しており、現在のところ、前高グラウンドの活用は考えていないが、今後の土地区画整理事業による影響などを注視していく。</p> <p>(3) 小野小学校については、今後、児童数が緩やかに減少し、過大規模から大規模へ推移すると推定しており、引き続き現在の校舎で対応できるものと考えている。 また、中部中学校については、生徒数の増加が見込まれ、過大規模で推移すると推定しており、校舎の増築で対応することとしている。</p> <p>(4) 小野小学校は、児童数は緩やかに減少すると推定している。また、中部中学校は過大規模で推移するが、令和14年度に生徒数のピークを迎え、その後は減少していくと推計している。 通学区域の見直しについては、学校は地域コミュニティの核であること、また、地域のまちづくりのあり方とも密接に結びついていることから、慎重に検討する必要がある。 現時点では、既存の校舎や増築の校舎で対応することとしており、通学区域を変更することは考えていない。</p>	学校名	R8	R9	R10	R11	R12	春日井小	671	657	634	606	583	松山小	617	592	595	553	555	西部中	870	905	865	852	804
学校名	R8	R9	R10	R11	R12																					
春日井小	671	657	634	606	583																					
松山小	617	592	595	553	555																					
西部中	870	905	865	852	804																					

報告2 令和8年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第4回	4月22日	水	午後1時30分～
第5回	5月26日	火	午後1時30分～
第6回	6月12日	金	午後1時30分～
第7回	7月17日	金	午後1時30分～
第8回	8月20日	木	午後2時～
第9回	9月16日	水	午後1時30分～
第10回	10月14日	水	午後1時30分～
第11回	11月18日	水	午後1時30分～
第12回	12月18日	金	午後1時30分～

報告3 小中学校リニューアル工事の設計概要について

報告4 中部中学校リニューアル工事の工程について

中部中学校については、令和8年度に増築校舎、令和9年度に仮設校舎を整備した後、リニューアル工事を実施することとしていましたが、令和8年度から9年度にかけて増築校舎と仮設校舎を整備した後、リニューアル工事を実施する工程とします。

工事期間 増築及び仮設校舎：令和8年7月～令和9年8月（予定）

リニューアル工事：令和9年7月～令和12年3月（予定）

	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期
増築校舎 仮設校舎		→										
1号館				→								
2号館							→					
3号館										→		
体育館	→ 空調機						→					
武道場										→		
金工木工室										→		
配膳室							→					
エレベーター棟										→		
渡り廊下										→		
外構改修等	→											

報告5 学校給食費の改定について

本市の学校給食における食材費については、令和7年度は、1食当たり小学校は305円、中学校は350円としています。

しかしながら、令和8年度においても米飯や牛乳などの価格の上昇が見込まれており、食育の生きた教材である学校給食として、魅力ある多様な献立を維持するために、食材費を増額する必要があります。

この食材費の増額に伴い、令和8年度の学校給食費については、食材費と同額の1食当たり小学校は335円、中学校は385円に改定します。

1 食材費の推移と見込み ※ かつこ内は前年度比

(1) 小学校

(円)

	5年度	6年度	7年度	8年度(見込み)
主食	56.28 (+ 2.89)	60.39 (+ 4.11)	71.82 (+11.43)	(+16)
牛乳	61.62 (+ 5.45)	66.64 (+ 5.02)	68.61 (+ 1.97)	(+3)
副食	152.10 (- 8.34)	167.97 (+15.87)	164.57 (- 3.40)	(+11)
食材費	270 (± 0)	295 (+25)	305 (+10)	335 (+30)

(2) 中学校

(円)

	5年度	6年度	7年度	8年度(見込み)
主食	61.89 (+ 3.00)	65.85 (+ 3.96)	80.45 (+14.60)	(+18)
牛乳	61.62 (+ 5.45)	66.64 (+ 5.02)	68.61 (+ 1.97)	(+3)
副食	186.49 (- 8.45)	207.51 (+21.02)	200.94 (- 6.57)	(+14)
食材費	310 (± 0)	340 (+30)	350 (+10)	385 (+35)

2 学校給食費の推移 ※ かつこ内は前年度比

(1) 小学校

(円)

	5年度	6年度	7年度	8年度
学校給食費	245 (± 0)	295 (+50)	305 (+10)	335 (+30)

(2) 中学校

(円)

	5年度	6年度	7年度	8年度
学校給食費	285 (± 0)	340 (+55)	350 (+10)	385 (+35)

3 改定時期

令和8年4月1日

報告6 (仮称) 下街道歴史ひろばの実施設計について

1 場所

鳥居松町7丁目5番地の一部、6番地2

2 面積

618 m²

3 整備内容

(1) 説明看板の設置

下街道の歴史や明治天皇の巡幸を伝える説明看板を設置します。また、看板には、さらに詳細な情報を得ることができるように、VR（仮想現実）を活用した情報などにリンクするQRコードを掲示します。

(2) 石碑や道標などの展示

現在の郷土館にある道標や鳥居松にゆかりのある横井也右の句碑などを展示します。また、これまで上条城跡地にあった林金兵衛の石碑を設置します。

(3) オープンスペースの整備

地域住民の日常的な活動やイベントの開催などの多目的な利用を想定し、ひろばの中心部にオープンスペースを設けます。

(4) その他

駐車場(2台分)、駐輪場、休憩用ベンチを備えた東屋、多目的トイレを整備します。駐車場の1台は思いやり駐車場とします。

4 スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 令和8年3月31日 | 郷土館の廃止 |
| (2) 令和8年5月～7月 | 郷土館の解体工事 |
| (3) 令和8年8月～令和9年3月 | ひろばの整備工事 |
| (4) 令和9年4月 | 供用開始 |

(仮称) 下街道歴史ひろば 設計図 (案)

明治天皇巡幸等の郷土館にまつわる歴史のエピソードや飯田重蔵、横井也有、林金兵衛ら「鳥居松」にゆかりのある歴史的な偉人や文化人の足跡を紹介します。



明治天皇后原新田御小休所 史跡標柱



横井也有 句碑



林金兵衛君碑



安藤直太朗選書 下街道由緒



多目的トイレ【参考例】



石敷【参考例】



既存の道標を展示し、下街道をはじめとする「街道」が春日井市の経済や文化の発展に寄与した歴史的役割を紹介します。



道標(勝川町)



道標(神屋町)



のん吐塚の跡(田楽町)



道標(鳥居松町)



道標(勝川町)



道標(上条町)